

埼玉県中央環境管理事務所と共同で産業廃棄物
業界の処理委託に関する法律を理解して頂くために
取り組んでいます。

拝啓

向春の候、貴社におかれましては益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

株式会社 環美は、【燃やさない・流さない・埋めない】をスローガンに脱炭素型の「完全資源循環型」の処理システムを行っております。今日本に必要なのは資源浪費型社会から資源の流れを循環させる資源循環型社会への移行です。

現在ペンキ等の廃塗料は焼却処理が圧倒的に多く約80%以上が焼却処理している現状です。焼却処理の目的は廃棄物の減量化・安定化が目的ですが、一方では焼却後に焼却灰が残り、新たな廃棄物を発生させることによる最終処分場の不足、さらにダイオキシン発生という環境破壊の危険性も抱えています。

排出事業者の皆様が分別を行い、各廃棄物に適した適正な処理工場に委託することで、廃棄物が新たな資源・原料となり、利用・加工・生産するという【完全循環型社会】へ移行することができます。

「産業廃棄物処理業」から「環境産業」へのステージアップに向け、今回は「排出事業者責任」についての資料を作成いたしました。今後も業界のために一緒に取り組んでまいりますのでご理解とご協力をお願い致します。

敬具

埼玉県中央環境管理事務所と共同で産業廃棄物業界の
処理委託に関する法律を理解して頂くために取り組んでいます。

産業廃棄物の排出事業者責任

ゴミが手元から無くなれば、「終わり」と思っていないか

・・・排出事業者が守らなければならない廃棄物処理法・・・

法第3条第1項(排出事業者責任)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に
処理しなければなりません

穴を掘って埋めたり燃やしたりしたら、不法処理になり重大な罰則が科せられます

排出事業者責任とは

委託基準を守る(法第12条第5項、第6項)

↳ 「許可を持つ処理業者」と「書面で契約」

収集運搬業者及び処分業者それぞれと契約する

マニフェストにより処理状況を確認し、処分完了まで管理・監督する

【排出責任者】

× 委託したら終わり

○ 処分完了まで

委託基準・マニフェスト義務に違反すると罰則があります

排出事業者に適用される罰則について

- ・ 処理業者の許可品目外の処理を委託した場合、委託契約を書面で行わなかった場合
→ 委託基準違反：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
- ・ マニフェストを交付しなかった場合
→ マニフェスト交付義務違反：1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

委託業者が不適正処理した場合、排出事業者にも責任が及びます

不適正処理された場合、排出事業者にも及ぶ法的責任について

- ・ 排出事業者も措置命令(行政処分)の対象となる場合があります。

◎ 委託する前にご確認ください!!

委託基準(契約書作成・許可品目)が守られているか
マニフェストを交付したか(控えを受け取ったか)
委託先で適正処理しているか、自ら確認出来ているか
適正な料金か(他社の処理料金との比較など)

命令を受けると

- ◎ 処理費用の負担
- ◎ 社名公表
- ◎ 社会的信用の失墜

環境産業へのステージアップに向けて、一緒に取り組んでいます



株式会社 環美
廃塗料専門処理工場
TEL:048-780-7766



彩の国
埼玉県

埼玉県中央環境管理事務所
廃棄物・残土対策担当
TEL:048-822-5199

